



知夫小中学校
Tel 08514-8-2015
Fax // 8-2312
〒684-0100
知夫村 1053-1
[HP] <https://www.chibumura.ed.jp/>

校長 若本 剛

「体罰の禁止」と「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について

体罰は、学校教育法第十一条において、「校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。」として、禁止されています。

教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントは、教職員が子どもを不快にさせる言動等を行うことにより、子どもが学校生活を送る上で学習意欲の低下や喪失を招くことはもちろんのこと、子どもの人格形成や学校生活を越えた生活にまで影響を与えるなど、その子どもに大きな不利益を与える、極めて悪質で許されることのない人権侵害です。

知夫小中学校の教職員は、「体罰の禁止」や「教職員による子どもに対するセクシャル・ハラスメントの防止」について、校内研修の実施により認識を徹底し、今一度すべての教職員が、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重し擁護する責務を負っているということを自覚し、教育活動を推進します。

※校内に、子どもの人権問題に関する「人権対策委員会」を設置してありますので、子どもの人権問題に関してお困りのことがありましたらご相談下さい。

【学校教育目標】
未来を切り拓く
心豊かでたくましい
知夫の子どもを
育成する

【めざす子ども像】

- ・自ら学ぶ子ども
- ・共に生きる子ども
- ・たくましく
生きる子ども
- ・ふるさとを
愛する子ども

出雲地区陸上大会

担当

五月十五日（土）に行われた第六十四回出雲地区陸上競技大会に、本校からは中学二年生のさんが一五〇〇mに出場しました。大会当日は、午後から雨が降りだし、グラウンドコンディションは万全ではありませんでしたが、天候に左右されることなく、また、スタートから一度もトップを譲ることなく、四分三十秒で優勝しました。雨の中、颯爽と走り抜ける姿は本当に素晴らしかったです。怪我することなく、無事に大会を終えることができて良かったです。

中学部二年

僕は出雲地区陸上競技大会に参加しました。二年男子一五〇〇mに出場し、四分三十秒で一位になりました。一位になれたのはうれしかったです。しかし、目標タイムに届かなかったし、一度大きく差を広げたのに、追いつかれてしまいました。だから、もっと練習して、追いつかれないような走りができるように頑張りたいです。

出雲地区ソフト テニス大会

顧問

今回の出雲地区ソフトテニス大会は、個人戦では男子は ペアがベスト十六、ペアが初戦敗退、女子は ペアが初戦敗退でした。また男子は団体戦にも出場し、二回戦敗退という結果でした。技術的な差だけではなく、会場の雰

囲気に吞まれてしまうなど、精神的な面での弱さも出てしまった大会でした。六月には郡総体も控えています。三年生にとっては最後の郡総体になります。残り時間は限られていますが、チーム一丸となって、悔いの残らないよう全力で頑張りたいと思います。

中学部三年

出雲地区大会では ペアがベスト十六、一回戦は松江一中に二ー一で勝ち、二回戦は出雲一中に二ー二で負けました。試合はそんなに良い結果ではありませんでしたが、全員が大きな声を出して応援していたので良かったと思います。また、みんながマナーに気をつけて行動できていたところも良かったです。応援ありがとうございました。

中学部三年

出雲地区では一回戦で負けてしまいました。本土の人の試合を見て、ミスを全然しないところやボールを深いところに打っているところ、相手をたくさん振り回しているところなど、自分たちができていないところがたくさんあったので、いろいろ学べて良かったと思います。今回の大会で学んだことを忘れず、郡総体で良い結果を残せるように練習を頑張りたいと思います。

交通安全教室

担当

五月二十五日に交通安全教室がありました。当日は警察から二名の講師をお招きし、自転車の安全な乗り方についてご指導いただきました。校庭では交差点のある模擬コースで練習し、その後、学校周辺の路上に出て、安全な乗り方について確認をしました。また小学部低学年は、道路の歩き方や横断歩道の渡り方も学習しました。自分の命は自分で守ることの大切さを学ぶことができました。通学・休日にも交通ルールを守って、安全に運転や歩行をしてほしいと思います。



いじめ防止基本 方針について

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の重大な課題となっています。近年の急速な情報技術の発展と普及により、SNS等を介した新しいいじめが生じるなど、いじめはますます複雑化・潜在化してきています。

こうした中、すべての教職員が改めていじめについての理解を深め、防止や解決のために組織的に取り組むことが求められています。このため、本校でも、いじめ早期発見のための手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方を具体的に示すとともに、いじめを学校全体で正しく理解するため、「知夫小中学校いじめ防止基本方針」を作成しています。

今年度もこの方針をもとにして、授業改善や集団づくり、情報モラル教育に力を入れることで、児童生徒が安心して過ごせる学校を目指していきます。また、いじめ防止対策委員会を組織し、いじめへの対応や重大事態が発生したときの対応について、関係機関との連携を含めて、学校全体で確認しています。保護者の方々にもいじめ防止基本方針について理解していただき、家庭と連携しながら、いじめのない知夫小中学校を目指していきたいと思ひます。

※裏面に知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)を掲載します。

知夫小中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

知夫村立知夫小中学校

1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. 知夫小中学校重点目標

いつ、誰にでも気持ちの良いあいさつができる子どもたちを育てる。

3. いじめ予防の取り組み

- ①互いに高め合う集団づくり（学級経営、児童・生徒会運営）
- ②授業改善の取り組み（分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学校図書館活用）
- ③人権意識を高める授業の取り組み（道徳の授業、人権集会）
- ④ネット問題への取り組み（学級通信、道徳の授業、保護者への啓発）
- ⑤家庭地域との連携（学級通信、家庭へのこまめな連絡）
- ⑥いじめ防止対策委員会の取り組み

4. 早期発見・早期対応の取り組み

- ◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ
- ①全教職員での情報共有
- ②教育相談の実施
- ③アンケートの実施

5. いじめへの対応

- ①いじめられた児童・生徒への対応（保護者との連携）
- ②いじめた児童・生徒への支援と指導（保護者との連携）
- ③学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④スクールカウンセラーや警察などとの連携

6. 重大事態への対応

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・児童・生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・保護者から重大事態の訴えがあった場合
- 学校が重大事態と判断した場合、村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。

※いじめ防止対策推進法及び鳥根県いじめ防止基本方針をもとに作成

【訂正とお詫び】

前号（第67号）の『新年度を迎えて』の中で、小学部と中学部の児童・生徒数が逆になっていました。正しくは小学部17名、中学部16名です。また、『今年度の教職員紹介』の小学部で「専科、教務主任、研究主任」が抜けておりました。大変申し訳ありませんでした。